

令和2年4月30日

令和3年12月10日（一部修正）

令和5年12月 1日（一部修正）

岡山国道事務所

X（旧 Twitter（ツイッター））運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、岡山国道事務所が取得した公式Xアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式Xアカウントの運用は、岡山国道事務所が管理する国道2号・国道30号・国道53号・国道180号（岡山市及び総社市域における一部）における防災情報等を道路利用者・沿道住民等に広く提供することを基本とする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

（1）X：ユーザーが「ポスト」

短文（140文字以内）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス

（2）公式X：岡山国道事務所が設置・運営するXユーザー名及びアカウント

（3）アカウント：Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと

（4）ポスト：Xに投稿する文書のこと

（5）公式ポスト：公式ポストから投稿するポストのこと

（6）フォロー：他のユーザーのポストを自動受信するように設定すること

（7）リプライ：ツイッターを使っているユーザーからツイートに返信すること

（8）リポスト：Xを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること

4. 運用方法

公式Xの運営主体は、岡山国道事務所、アカウントの管理は計画課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

災害時等において発表する気象情報、通行止め情報等を補足する情報を必要に応じて発信することを基本とする。

発信する情報の範囲については、以下のとおりとする。

岡山国道事務所管内の国道2号、30号、53号、180号（岡山市及び総社市域における一部）

イ) 岡山国道事務所の実施する道路事業に関する情報

ロ) 岡山国道事務所の実施する地域交通施策に関する情報

ハ) 災害発生時等における道路交通状況、ドライバーへの注意喚起等円滑な道路利用に必要な情報

ニ) 岡山国道事務所管理区間外の道路（ネクスコ、他事務所等の管理する道路等）についての道路利用に必要な災害発生時等による道路規制情報

ホ) その他岡山国道事務所管内における地域住民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報

(2) ポストの作成担当

ポストする文章は、岡山国道事務所ホームページに掲載されている情報を補完するためのものであり、計画課が作成することを基本とするが、岡国管内の冬季道路情報や事故による緊急の通行規制等について、管理第二課において作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、分かりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、岡山国道事務所長あるいは代行する者の確認を得たうえ、適時公式アカウントでポストする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式Xアカウントは原則として情報発信のみを行うものとし、個人のアカウントへのフォローやリプライ、リポストは行わないものとする。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式Xのプロフィールに岡山国道事務所公式ウェブサイト（以下、事務所ウェブサイト）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、Xユーザ

一名を事務所ウェブサイトにも明示する。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が岡山国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、事務所ウェブサイトとする。

(9) 状況の監視

運用するX画面の状況について、異常がないか、適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は、事務所ウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式Xにより周知する。

6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営する。

公式Xについては、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。